

緑高校生として生活するにあたって

1. 行動について

- (1) 他人の迷惑になる行為や暴力行為、いじめ行為をしない。
- (2) 学校生活に必要な無い遊び道具、雑誌などを持って来ない。
- (3) 考査の時、不正な行為をしない。
- (4) 友人どうしで金銭や物品の貸借、贈答、売買をしない。
- (5) 施設、設備、備品を大切に扱う。
- (6) 喫煙・飲酒をしない。
- (7) 自動車や原付などの運転免許を取らない、運転をしない、乗せてもらわない。
- (8) 携帯電話・スマートフォン等の使用については、周囲の人の迷惑とならないようにマナーをしっかりと守る。

2. 服装・身だしなみについて

(1) 制服について

本校指定の制服の取り扱い業者が販売する制服を着用する。

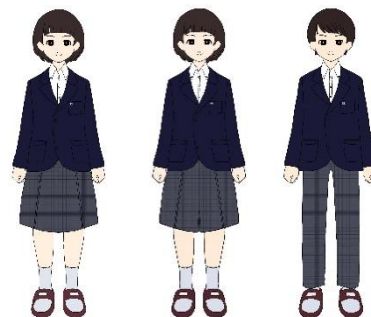
<冬用>・ 指定のブレザー

- ・ 指定のボタンダウンシャツ
- ・ 指定のスラックス、スカート、キュロットスカート

<夏用>・ 指定の開襟シャツ、指定のボタンダウンシャツ

- ・ 指定のスラックス、スカート、キュロットスカート

注)スラックス、スカート、キュロットスカートから選択して購入・着用する。



(2) 制服以外の着用について

- ① 「制服」以外の靴下、靴、冬用防寒具などは、指定のものはないが、学習の場にふさわしい、華美でないものを着用する。
- ② 防寒具は、4月1日～5月31日・10月1日～3月31日の期間、ブレザーを着用の上、着用しても良い。

(3) 身だしなみについて

- ① 化粧をしたり、パーマをかけたり、髪を染めたり脱色したり、マニキュアや装身具を付けたりして通学してはならない。
- ② 制服を改造したり、着くずしたりしてはならない。

3. 通学について

- (1) 交通法規・交通道徳を守り、他の乗客や通行人に迷惑をかけない。
- (2) 日本スポーツ振興センターの補償の面からも、一定の通学路を守る。
- (3) 自転車通学の場合は、自転車損害賠償保険等に必ず加入し、「自転車通学許可願」を提出し、後輪泥除けの見やすい位置にステッカーを貼る。
- (4) 交通事故にあたり交通違反をしたりしたときは、すぐに学校に連絡する。

4. アルバイトについて

アルバイトは、学習時間を保障するためにも、原則として禁止する。